

春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料を支払う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 区分所有長屋 不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確であり、構造上同一棟となっている建築物(廊下及び階段等を共用しないで2戸以上の住宅が連続し、若しくは重なっているもの又はこれに類するものに限る。)をいう。
- (3) 分譲マンション 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)のあるものをいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(次条において「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該建築物に関する情報を市が指定する団体に提供することについて所有者が同意している空き家若しくは区分所有長屋又は分譲マンションの空き住戸であること。

(2) 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金の交付決定を受けた空き家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下この条及び次条において「補助対象者」という。）は、補助対象空き家に係る売買又は賃貸借契約（以下この条及び第6条において「契約」という。）の締結に際し、仲介手数料（契約の締結を媒介した第三者（第7条において「仲介者」という。）に対し、その労務の対価として支払った金銭をいう。次条及び第7条において同じ。）を支払う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 空き家の購入者又は賃借人

イ 区分所有長屋の空き住戸又は1棟の購入者又は賃借人

ウ 分譲マンションの空き住戸又は1棟の購入者若しくは1棟の賃借人

エ 賃貸マンション又は長屋1棟の購入者又は賃借人

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

2 補助対象者は、補助対象空き家1戸（共同住宅等にあつては、1棟）につき、1人とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が支払った仲介手数料の額とし、50,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、契約の締結の日の属する年度の3月15日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市空き家仲介手数料補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 仲介手数料の額が分かる書類(仲介者の記名があるものに限る。)

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

2 前項の請求は、春日井市空き家仲介手数料補助金請求書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、第7条の申請をもってこれに代える。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家仲介手数料補助金交付申請書

空き家仲介手数料補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 仲介手数料の額が分かる書類（仲介者の記名があるものに限る。）

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家仲介手数料補給補助金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった春日井市空き家仲介手数料補助金について、春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額 金 円

支払方法	
口座振替	窓口払
	現金・小切手

金融機関	銀行 信用金庫 農 協	預金種別	普通	口座番号	
	支店		当座	ふりがな 口座名義人	